# 「(仮称)篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和4年9月 (**令和4年9月20日改訂版**)

甲斐市

#### 1 業務名

(仮称) 篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託

#### 2 業務概要

(仮称) 篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む2.5~クタールの敷地を都市公園(地区公園)として整備するものであり、本業務では設計基礎調査及びサウンディング調査を実施する。

令和3年度、市民ワークショップ等により公園整備に係る市民合意形成を図る中で (仮称) 篠原地区公園整備基本計画を策定し、本公園の基本コンセプトを「次世代 へつなぐ創造の森」と定めている。

そのため、本業務では、基本コンセプトに基づき、遊具や芝生広場などの配置、 子育てや学びの場となる複合的な機能を有する施設を核に、防災面にも配慮し、誰 一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園を整備するにあ たり、公園イメージを具体化する設計基礎調査を行い、基本ゾーニング及び空間コ ンセプト等について検討を進め、今後実施する設計業務の基礎資料とする。

一方、公共施設の維持管理においては、サービスの向上並びに経費の縮減が求められるものであり、これまでの市民参加による公園整備の取り組みを加速化し、民間ノウハウの活用や地域住民との協働など、公民連携による整備運営手法について検討するサウンディング調査を行う。

本業務を委託する業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、 公園イメージ等の立案、市民参加による公園づくり並びに、公民連携による運営手 法等について一体的に提案ができる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式 により実施する。

### (1)業務名

(仮称) 篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託

#### (2)事業対象地

都市公園 篠原地区公園計画区域(山梨県甲斐市篠原地内)

#### (3) 業務内容

別紙「(仮称) 篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託仕様 書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書を優先する。

#### (4)履行期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日(火)まで

ただし、次に掲げる業務成果は令和4年12月9日(金)までに提出すること。なお、支払は全ての業務成果納品後とする。

ア 平面計画図(公園部、建築物)

イ 断面計画図 (建築物)

ウ イメージパース

エ サウンディング支援業務成果の一部 (実施可能な業務範囲の検討)

### (5)委託上限金額

15,000,000円 (消費税込)

#### 3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(プロポーザル方式を採用する理由)

本業務は、(仮称) 篠原地区公園の整備に向け、公園イメージを具体化するとともに、市民協働及び公民連携による公園づくりに取る組む重要な業務である。 そのため、価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、取り組み体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能になることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

#### 4 参加条件

#### (1)参加者

- ①参加者は、本業務を行う能力を有する単独企業あるいは委託業務共同体(以下「共同体」という。)とする。(以下「参加者」とは、共同体の場合、構成する企業すべてをいう。)
- ②共同体の場合、次の要件を満たしていること。なお、共同体の構成員は、単独 または他の共同体として本プロポーザルに参加することができないものとす る。
  - ア 共同体は3者以内で構成されていること。
  - イ 共同体は自主結成とし、構成員で協定を締結していること。

#### (2) 参加資格

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- ②甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成30年甲斐市訓令第2号)に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。(再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者でないこと。
- ⑥参加表明書の受付日からさかのぼり、6か月以内に手形若しくは小切手を不渡り した者でないこと。

- ⑦暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。
- ⑧対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- ⑨参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑩公告からさかのぼり、過去5年以内に参加者(予定技術者を含む)が、国、地方公共団体または公団等の発注による公共施設の設計業務、公共施設の整備計画等に係るサウンディング調査並びにまちづくり・都市計画に関するコンサルティング業務を受託した実績を有すること。

ただし、共同体においては、各構成員の受託実績を合わせ、上記実績を有していること。

#### 5 スケジュール

#### (1) 日程

(=/ / ·  ==	
項目	日程
実施要領の公表	令和4年9月14日(水)
実施要領に関する質問受付	令和4年9月27日(火)午後5時まで
質問回答	令和4年9月28日(水)まで随時
	甲斐市ホームページに掲載
参加表明書及び宣誓書、	令和4年9月30日(金)午後5時まで
企画提案書等提出期限	
審査期間	令和4年10月3日(月)~11日(火)
提案者への質問事項送付	令和4年10月5日(水)正午まで
提案者からの回答	令和4年10月7日(金)正午まで
結果通知	令和4年10月13日(木)
契約締結	令和4年10月 中旬

# (2) 実施要領の公表

令和4年9月14日(水)本市ホームページを通じて公表する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

#### ①質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書(様式1)を使用し、件名を「(仮称)篠原地区公園 設計基礎調査等業務委託に関する質問」として、令和4年9月 27日(火)午後5時までに下記まで送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

#### ②送信先

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

E-mail: ryokukacenter@city.kai.yamanashi.jp

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

③回答

令和4年9月28日(水)まで随時市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

#### (4)提出書類等

#### ①受付期間

令和4年9月30日(金)午後5時まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。 ただし、荒天、災害等により郵便物等の配送に遅延が見込まれる場合は、別途 受付期間を遅らせるなどにより対応する。

#### ②提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、電子メールにより、件名を「(仮称)篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託公募型プロポーザル書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

#### ③提出書類

次の提出書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

様式2 参加表明書及び宣誓書

様式3 業務実績調書

任意様式 参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)

様式4 企画提案書提出届出書

任意様式 企画提案書 (A4 判 10 ページ以内とする。ただし、A3 判 1 ページ は A4 判 2 ページとする)

任意様式 参考見積書(委託内容の業務ごと金額を分けること)

様式 5-1 業務実施体制

様式 5-2 予定技術者の業務実績

様式 5-3 委託業務共同体協定書の副本(該当する場合)

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前1か月以内に発行されたものに限る)

④提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。

## ⑤途中の参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「(仮称)篠原地 区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託公募型プロポーザル参加辞退」 とし、辞退届(様式6)を送信すること。

## ⑥参考資料の提供

企画提案書の作成を目的とした参考資料の提供を希望する場合は、資料提供依頼書 (様式7)を提出した参加者に電子データで提供(メール)する。

なお、資料については、企画提案書作成のみ使用することとし、第三者への提供は 認めない。本業務への参加ではなく資料収集等を目的としていると事務局が判断す る場合はその提供は行わない。

## 6 審査及び審査結果の通知と公表

#### (1)審査方法

提案の審査にあたっては、「(仮称)篠原地区公園 設計基礎調査及びサウンディング業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。審査員が、企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点(100点満点)とし、最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付け、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

ただし、順位決定を行う際、同位の提案書が複数ある場合は、見積書の価格を もって順位を決定し、見積書の価格が同額であった場合は、審査員の多数決で順 位を決定する。参加者が1者のみだった場合については、その提案内容等を全審査 員により検討し、最優秀提案者とするか協議し決定する。

#### (2) 企画提案書等による審査並びに質疑応答

- ①審査期間 令和4年10月3日(月)~11日(火)
- ②審査委員会は企画提案書等を確認し、質問事項を10月5日(水)正午までに参加者あてに電子メールで送付する。
- ③参加者は、質問事項に対する回答を作成し、10月7日(金)正午までに電子メールで提出する。
- ④審査委員会は、企画提案書等の内容及び提案に対する質疑応答(書面による) を踏まえ、審査を実施する。

#### (3)審査結果の通知及び公表

①審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び参加者数とする。 なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に 問い合わせには応じない。

②審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

#### (4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④本実施要領に違反すると認められる場合。
- ⑤参加者の要件を満たされなくなった場合。

#### 7 優先交渉権者との協議と契約締結

#### (1)優先交渉権者

最優秀提案者を優先交渉権者とし、市との協議により、企画提案内容を踏ま え、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成 のために必要な範囲内で、項目を追加、変更、あるいは削除する場合がある。ま た、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整 を行うことがある。

## (2)契約締結

協議成立後、市と受託候補者との間で随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、優秀提案者を新たに優先交渉権者とする。

## 8 参加に関する留意事項

## (1)費用負担

参加に係るすべての書類の作成及び提出に係るすべての費用は、参加者の負担とする。

# (2)提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

## (3)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

#### (4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

# (5)参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

# (6)提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

# (7)虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

## (8) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。